肝臓病認定医の認定登録条件等

１.認定登録条件

(1)資格

①日本肝臓学会または日本消化器病学会、日本消化器外科学会の専門医。
②消化器疾患の診療に従事して１０年以上の経験を有する医師。
③上記に係わらず特に部会長が十分な研修歴を有すると認めたもの。
上記①②または③のいずれかを満すこと。
④肝疾患に対する専門的な経過観察が可能で、必要に応じて指定高次専門施設、一般医療機関との連携が行えること。

(2)認定の期間・認定審査手数料

①認定の期間は３年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は認定期間終了年の３月３１日までとする。
②肝臓病認定医の条件を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことができる。
③認定審査手数料は更新、新規共１万円とする。

２.遵守事項

(1)市町村に対する受託患者の登録及び報告は停滞なく速やかに行うこと。

(2)肝臓病認定医は、更新申請までに部会が指定する講習会等に出席すること。
なお、少なくとも年１回は出席すること。
また、日本肝臓学会肝がん撲滅運動には、３年に１回は出席すること。
更新に際しては参加証等の写しを添付すること。

〈部会が指定する講習会等とは〉

＊熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会肝がん検診従事者講習会
＊医師会が承認する生涯教育(肝疾患部門講座)
＊日本肝臓学会・日本消化器病学会・日本消化器外科学会
＊特に部会長が指定する学会、講習会等

(3)認定登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。

(4)(1)から(3)までを遵守しない場合には、認定を取り消すことができる。

３.その他

(1)部会が、精度管理のために検査所見等を求めたときは、プライバシーに配慮して提出すること。